

鳥取県告示第 234 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町秋縄字ワレ岩400から405まで、字平ノ奥河原406、407、字キラガ塔431から439まで、字細塔440から443まで、字細塔二444、字ヤケンドウ一445、446、448、字ヤケンドウ二449から456まで、字下大塔458から460まで、字上大塔461、462、字小ガヤー一463、字小ガヤ二464、465、字カタブキ466、467、字大草里468、字大アンバ469、字井手ノ谷470、字滝谷471、472、字平ノ畑一473から475まで、字平ノ畑二476から485まで、字ロクロ谷一486、字ロクロ谷二487、字トコウジ一488から490まで、字トコウジ二494、495、字ヒエ畑一498から500まで、字ヒエ畑二501から503まで、字ヒエ畑三504、505、字長塔506から511まで、字トウゼン512から514まで、字コブ谷一515の1、516、字コブ谷二517、518、519の1、字添谷527の1、528から533まで、字谷屋537の1、字滝谷一643から645まで、646の1、647、649、650、字滝谷二651から654まで、字大カヤー一693から697まで、字大カヤ二698の1、698の2、699から701まで、字大カヤ三705から712まで、字柘原一713から715まで、字柘原二716の1、716の2、717の1、717の2、字サイフン端タ718から720まで、字タクミ721、722、字大横路一723、字大横路二724から727まで、字アチ坂一728から732まで、字アチ坂二735、738の1、739、字天宮谷一741、742、字天宮谷二743から745まで、字西草利一746の1、747の1から747の3まで、748、749、字西草利二751から753まで、字西草利三754の1、754の2、755、字コミ山一766、字コミ山二767、768、字コミ山三769、字コミ山四770、771、字コミ山五772、773、三土字喜四郎谷555の1、555の3から555の5まで、字鑪谷ノ一622の1から622の15まで、字丸谷633の1、633の2、633の5、633の14、金持字ソラメ1062、字小原1579の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小原1579の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)